

食品安全委員会の活動状況及び今後の予定等について

1 食品安全委員会の発足までの経緯

(1) 食品安全行政を取り巻く状況の変化

- 国民の食生活を取り巻く状況の変化
- ・ 食品流通の広域化・国際化の進展
 - ・ 新たな危害要因の出現（O157、プリオン等）
 - ・ 遺伝子組換え・クローン等の新たな技術の開発や分析技術の向上

- 食の安全を脅かす事件の頻発
- ・ 国内初のBSE（牛海綿状脳症）の発生（平成13年9月）
 - ・ 輸入野菜における農薬の残留や国内における無登録農薬の使用等

- 食の安全に関する国際的動向
- ・ リスクの存在を前提に、これを科学的に評価し、管理すべきとの考え方（リスク分析手法）が一般化

(2) 食品安全基本法の制定

- ・ 「BSE問題に関する調査検討委員会」（厚生労働省及び農林水産省の諮問機関）の報告書において、リスク分析手法の導入、リスク評価機能を中心とする新たな行政機関の設置等を提言（平成14年4月）
- ・ 「食品安全行政に関する関係閣僚会議」において、「今後の食品安全行政のあり方について」として、食品安全委員会の設置等を取りまとめ（平成14年6月）
- ・ 国民の健康保護を最優先とする等の基本理念、関係者の責務・役割、食品安全委員会の設置等を内容とする食品安全基本法の制定（平成15年2月に法案を国会に提出、同年5月成立・公布、7月施行）

(3) 食品安全委員会の発足

- ・ 食品安全基本法に基づき、本年7月1日、内閣府に食品安全委員会が発足
- ・ 同日、内閣総理大臣が食品安全委員会の委員7名を任命

2 食品安全委員会の役割・組織

(1) 役割

- ・ 規制や指導等のリスク管理を担当する行政機関（厚生労働省、農林水産省等）から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品健康影響評価（リスク評価）を実施
- ・ リスク評価の内容等に関し、リスクコミュニケーション（消費者、食品関連事業者など関係者相互間における情報や意見の交換）を実施

- ・ 重大な食品事故の発生等の緊急事態への対応に関し、政府全体における要として活動

(2) 組織

- ・ 委員会は、7名の委員（有識者から任命され、任期は3年、委員のうち4名は常勤で3名は非常勤）で構成
- ・ 専門の事項を調査審議させるため、専門委員（延べ200名程度）を学識経験者から内閣総理大臣が任命し、専門調査会を構成

委員会の運営方針等を検討する「企画専門調査会」、リスクコミュニケーションのあり方等を検討する「リスクコミュニケーション専門調査会」、緊急時の対応のあり方等を検討する「緊急時対応専門調査会」及び危害要因ごとに食品健康影響評価について調査審議する13の専門調査会

- ・ 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を設置（4課1官体制で、職員は事務局長以下54名）

(3) 主な所掌事務

- ・ 食品中の微生物や化学物質等が人の健康に及ぼす影響についての科学的評価（食品健康影響評価）の実施

添加物の指定、残留農薬等の規格・基準の設定、動物用医薬品の承認等については、関係各大臣は、食品安全委員会の食品健康影響評価を受けなければならないこととされている。また、食品安全委員会は、自ら必要と判断した場合にも、食品健康影響評価を行うことができることとされている。

- ・ 食品健康影響評価の結果に基づき、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に対して行う講ずべき施策についての勧告等
- ・ 食品健康影響評価の内容等に関するリスクコミュニケーションの実施

3 食品安全委員会のこれまでの活動状況

(1) 食品安全委員会の運営等

- ・ 7月1日の発足以来、原則毎週1回、12月11日までに23回開催
- ・ 委員会運営規程及び専門調査会運営規程を定めたほか、会議の公開について決定し、現在まですべての会合が公開で開催

(2) 食品健康影響評価の実施

- ・ 厚生労働省及び農林水産省からの要請（12月2日現在50件）に応じ、添加物、動物用医薬品、かび毒等について食品健康影響評価を実施し、その結果を通知（同日現在17件（一部実施のものも含む））

食品健康影響評価の具体例

- ・ 食品添加物として使用される酸化マグネシウム及び炭酸マグネシウムについて評価を行い、「その安全性は他のマグネシウム塩と同程度」との薬事・食品衛生審議会における評価結果を妥当と判断するとともに、「栄養強化の目的でマグネシウム塩類を添加した場合には、乳幼児～小児が過剰に摂取することがないように、注意喚起の表示を行う等、適切な措置が講じられるべき」旨を厚生労働省に通知
- ・ いわゆるアマメシバを大量長期に摂取させることが可能な粉末・錠剤等の加工食品について、参考人として臨床医や研究者から意見を聴取し、その症例等を踏まえて評価を行い、当該食品の長期摂取と閉塞性細気管支炎との因果関係は否定できない旨判断

この評価結果を受けて、人の健康を損なうおそれがない旨の確証はないものの、食品衛生上の危害の発生を防止するため緊急を要するとの判断から、厚生労働省は、改正食品衛生法第4条の2第2項が適用される初めてのケースとして、アマメシバの粉末等の販売を禁止

(3) リスクコミュニケーションの推進等

- ・ 7月8日、委員会のホームページを開設
- ・ 8月1日、食の安全ダイヤルを設置(11月末日現在148件の問合せ)
- ・ 9月5日、食品安全モニター470名を依頼(2,825名が応募)
- ・ 9月19日、食品安全行政の推進に当たって国と地方の密接な連携を図るため、都道府県や政令指定都市等と意見交換を行う全国食品安全連絡会議を開催
- ・ 委員と消費者団体、食品産業関係者、地方公共団体等との意見交換会を開催(12月16日現在11回)

(4) 緊急時対応のあり方に関する検討

- ・ 2回にわたる緊急時対応専門調査会における審議結果を基に、10月2日に開催された委員会において、「食品安全委員会緊急時対応基本指針(暫定版)」を決定

(5) 専門調査会の開催等

- ・ 企画、リスクコミュニケーション及び緊急時対応の専門調査会を設置
- ・ 評価に関する専門調査会では、プリオン、遺伝子組換え食品等、動物用医薬品、汚染物質、肥料・飼料等、新開発食品、添加物、農薬、微生物、ウイルスの各専門調査会を開催したほか、今後、順次開催
- ・ 企画及びリスクコミュニケーションの専門調査会において、食の安全の確保に関心を有する消費者等から専門委員を公募。応募者96名のうちから論文選考により10名を選抜し、委員の面接により各2名を決定

4 食品安全委員会の今後の予定

(1) 食品健康影響評価の実施

- ・ リスク管理機関から要請を受けたものについて、国民の健康への悪影響の未然防止の観点から、緊急性も考慮しつつ、順次、評価を実施
- ・ 国内外の科学的知見や危害情報の収集・分析、国民からの意見等に基づき、国民の健康への悪影響が生ずるおそれがあると認められる場合には、委員会自らの判断により評価を実施
- ・ 国民からの意見・情報や遺伝子組換え食品等専門調査会における審議の結果を踏まえ、新たに遺伝子組換え食品等の安全性評価基準を策定

(2) 食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項に盛り込むべき事項の検討

- ・ 内閣総理大臣からの意見の求めに応じ、企画専門調査会における審議の結果を踏まえ、「基本的事項」に盛り込むべき事項について検討

(3) リスクコミュニケーションの推進等

- ・ リスクコミュニケーション専門調査会において検討を進めるとともに、関係行政機関とも連携しつつ、全国各地で食の安全について意見交換会を開催
- ・ 全国6カ所程度で食品安全モニター会議を開催

(4) 緊急時対応のあり方に関する検討

- ・ 政府全体として緊急時対応に関する体制の整備に取り組む必要があるため、「基本的事項」の中で、当該取組の具体的な方策をどのように定めるかについて、関係行政機関と連携しつつ、検討